



## ～ 103 万円の壁 ～

最近、ニュースや新聞などで目にしたりすることが増えた、103 万円の壁についてお話ししたいと思います。

年収が 103 万円を超えると所得税が発生することや、扶養控除は扶養親族の年収が 103 万円以下でないと控除を受けられないといったことから、103 万円の壁とされています。

所得税以外でも、住民税や社会保険料などが発生し始める年収はそれぞれ異なります。

- ・住民税は 100 万円を超えると発生します。
  - ・所得税は 103 万円を超えると発生し、扶養控除不可です。
  - ・社会保険は、106 万円を超えると勤め先によって発生しますが、130 万円を超えると勤め先によらず、すべての人に発生します。
- 今年の 10 月に最低賃金の引き上げがあり、全国平均での上昇率が過去最高のものになったそうですが、何十年もの間扶養控除の金額要件の引き上げはないので、令和 7 年度の税制改正に盛り込まれるのか世の中の関心が高まっていますね。

### ◆◆◆交際費の損金算入◆◆◆

忘年会シーズンで交際費としての支出が増える時期ですね。

過去の優経通信でも記事にさせて頂いたことがありますが、飲食代について再度ご案内いたします。

会食をした際の一人当たりの飲食代金が**税抜き** 1 万円以下であれば、交際費ではなく飲食費として全額損金算入できます。

交際費は損金処理できる上限額が設けられていますが、上記のものはその計算から除くことができます。

交際費の支出は、領収書や参加者の記録、業務との関係性などの情報を残しておくことが大事です。

交際費の額が事業規模に応じた平均値などに比べて以上に大きいと税務署から目を付けられてしまうこともあるようです。

区 分	支 出 額 (A)	損金不算入額 (B)	損金不算入割合 (B) / (A)	1社当たり (万円/全法人)	営 業 収 入 10万円当たり
(資本金階級別)	億円	億円	%	千円	円
1,000万円以下	22,356	1,268	5.7	882	575
1,000万円超 5,000万円以下	5,707	993	17.4	1,946	227
5,000万円超 1億円以下	2,109	898	42.6	3,878	117
1億円超 10億円以下	1,057	878	83.1	9,106	82
10億円超	2,104	1,966	93.5	45,282	72
小 計	33,333	6,004	18.0	1,150	268
連 結 法 人	478	426	89.1	47,704	75
通 算 法 人	2,010	1,955	97.3	17,382	48
合 計	35,820	8,385	23.4	1,229	208

国税庁 HP

令和 4 年度

会社標本調査結果より ⇒

## 今月のあなたの運勢

### ✿血液型編✿

A 型	B 型	O 型	AB 型
柔軟な発想でアイデアがわき、集中力も高まりそうです。一人で過ごす時間もつくと良さそうです。	方向転換をしてもよい時期のようです。やったことのないことにも、挑戦してみると良さそうです。	計画をじっくり立てて、物事を進めていくとよいでしょう。整理整頓をすると良さそうです。	物事をじっくり考える時期のようです。時には運動をしてリフレッシュするのも良さそうです。



## 優経税理士法人

～ (経済産業省認定) 経営革新等支援機関です～

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂 6-48TOMOS 神楽坂 4 階

TEL03-5206-7457 FAX03-5206-7458

✉ [ukz@uk-g.co.jp](mailto:ukz@uk-g.co.jp) <http://www.uk-g.co.jp>



いつでもお気軽に  
お問い合わせください。  
スタッフ一同、心より  
お待ちしております。